

その書類に**レッドカード**



非_{ニモ}行政書士



行政書士でないものが、
他人の依頼を受け、業として、
官公署に提出する
書類作成を行うことは
法律で禁じられています。

一年以下の懲役又は**百万円以下の罰金**に
処せられることがあります。



石川県行政書士会

問合せ先

☎076-268-9555



非行政書士業務について

行政書士でないものが、他人の依頼を受け、業として、
官公署に提出する書類作成を行うことは
法律で禁じられています。

行政書士法抜粋

行政書士法第1条の2

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

行政書士法第19条

行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。（以下略）

行政書士法第21条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 行政書士となる資格を有しない者で、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたもの
- 二 第十九条第一項の規定に違反した者